

周南市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

周南市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月23日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市国民健康保険条例の一部を改正する条例

周南市国民健康保険条例（平成15年周南市条例第148号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「附則第1条の2」を「附則第1条の2第1項」に、「当該感染症」を「新型コロナウイルス感染症」に改める。

附則第19項中「当該感染症」を「新型コロナウイルス感染症」に改め、附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例）

22 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれ、第35条第1項第4号の規定により市長が必要と認める者が、保険料の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 1～15 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>16 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) <u>附則第1条の2</u>に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり <u>当該感染症</u>の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>17・18 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</p> <p>19 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり <u>当該感染症</u>の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けすることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただ</p>	<p>附 則 1～15 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>16 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) <u>附則第1条の2第1項</u>に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり <u>新型コロナウイルス感染症</u>の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>17・18 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</p> <p>19 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり <u>新型コロナウイルス感染症</u>の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給</p>

現行	改正案
<p>し、その受けることができる給与等の額が、附則第17項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>20・21 (略)</p>	<p>しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第17項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>20・21 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例)</u></p> <p>22 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれ、第35条第1項第4号の規定により市長が必要と認める者が、保険料の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</u></p>